

公益社団法人 愛媛県作業療法士会

旅 費 規 程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公務のために旅行する本会の役員等の旅費に関する基準を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 役員が理事会に出席し、または、他の公務で旅行した場合は、旅費を支給する。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃・船賃・航空賃・車賃及び宿泊料とする。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の実費を支給する。

2 役員が国内を旅行する場合は、鉄道賃・船賃・航空賃または車賃の実費を支給する。宿泊料は、宿泊先の区分に応じた別表の定額による。

3 出席する会議が、日本作業療法学会に連続して、学会開催地で開かれる場合は、上記の定めにかかわらず旅費を支給しない。但し、会議への単独出席の場合は、例外として旅費の支給を行うことができる。

4 役員が国外を旅行する場合の旅費の支給額は、その都度理事会で決定する。

(役員以外の旅費の支給)

第5条 役員以外の会員が、本会の公務のために旅行した場合は、第2条ないし第4条の規定に準じるものとする。

(規程の変更)

第6条 この規程は、理事会の議決がなければ変更できない。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

会員(部局長、委員長やその他、委員の方)の旅費交通

1. 公共交通機関の利用は実費支払う。
2. 車での移動は、10km毎に200円を加算して支払う。

10kmまで 200円

20kmまで 400円

30kmまで 600円

高速代金も領収書があれば支払う。

別表(第4条第2項関係)

宿 泊 料 (一泊につき)	
甲 地 方	乙 地 方
10,000 円	8,000 円
都道府県	支 給 地 域
東京都	特別区の存する地域・八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・府中市・調布市・小金井市・国分寺市・国立市・田無市・狛江市
神奈川県	横浜市・横須賀市・川崎市・鎌倉市・逗子市・三浦都葉山町
愛知県	名古屋市
京都府	京都市
大阪府	大阪市・堺市・岸和田市・豊中市・池田市・吹田市・泉大津市・高槻市・貝塚市・守口市・牧方市・茨木市・八尾市・泉佐野市・富田林市・寝屋川市・和泉市・箕面市・高石市・東大阪市・泉北郡忠岡町
兵庫県	神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市
山口県	下関市
福岡県	北九州市・福岡市
	甲地方以外の地域

旅行命令 (依頼) 簿

会長	事務局長	命令 (依頼) 年 月 日
		年 月 日
施設名		氏 名
用務 年 月 日	年 月 日～ 月 日	
用 務		用 務 地
備 考		